

人事行政に関する 状況の公表

市は、健康、福祉、教育、都市整備、生活環境など市民のみなさんに身近にかかわる仕事を行っており、これに携わる職員が約1,050人(5面図表1参照)います。
市の職員の定数、給与や休暇などの勤務条件は、法律に基づき市議会の議決によって定められる条例や、これに基づく規則などによって明らかにされていますが、ここでは市民のみなさんに一層のご理解をいただくため、制度の概要やその運営の状況を公表します。 **問** 職員課☎内線2237

給与の状況

人件費とは、一般職の職員に支給される給与と、市長や市議会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む経費の合計をいいます。

人件費の状況(平成19年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (20.4.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)平成18 年度人件費率
175,009人	558億9,208万6千円	13億4,392万円	107億8,018万5千円	19.3%	19.8%

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬などを含みます。

職員給与費の状況(平成20年度一般会計予算)

職員数 A	給与費			1人当たり給与 (B/A)	
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
957人(22人)	41億3,599万7千円	13億1,700万6千円	19億2,638万5千円	73億7,938万8千円	771万1千円

(注) 職員手当には、退職手当は含まれません。
給与費は、当初予算に計上された額です。
()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

給与の種類

給与	毎月支給されるもの		給料・扶養手当・地域手当 住居手当・管理職手当	
	勤務実績により支給されるもの		特別勤務手当・時間外勤務手当 管理職特別勤務手当	
	一定の時期に支給されるもの		例年支給 退職時支給	通勤手当・期末手当・勤勉手当 退職手当

(注) の手当は、再任用短時間勤務職員には支給されません。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三鷹市	44歳3月	370,965円	499,937円	46歳6月	352,526円	451,308円
東京都	43歳4月	350,724円	474,047円	46歳8月	322,550円	424,491円

(注) 平均給与月額とは、給料に諸手当を加えたものの平均月額です。期末・勤勉手当は含まれません。

職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分	三鷹市	東京都	国
一般大学卒	181,200円	181,200円	181,200円
行政職高校卒	142,000円	142,700円	140,100円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般大学卒	279,440円	335,700円	380,993円
行政職高校卒	224,900円	292,250円	327,225円

一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

職務の級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
	標準的な職務 部長	課長	課長補佐	係長	主査	主任	主事	主事	
職員数	20人	71人	62人	69人	63人	139人 (21人)	167人	19人	610人 (21人)
構成比	3.3%	11.6%	10.2%	11.3%	10.3%	22.8% (100.0%)	27.4%	3.1%	100.0% (100.0%)
1年前の 構成比	3.0%	10.6%	9.4%	10.4%	12.2%	21.6% (100.0%)	30.0%	2.8%	100.0% (100.0%)
5年前の 構成比	2.8%	9.2%	9.8%	10.9%	10.9%	21.7%	33.9%	0.8%	100.0%

(注) 三鷹市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。なお、級区分は平成19年1月に9級制から8級制に改正されています。
標準的な職務とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職名です。
()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定の 実施状況	地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定基準日として課長補佐職以下の職員に対して勤務成績の評定(人事考課)を実施しています。
勤務成績の評定の 反映状況	勤務成績の評定結果は、成績特別昇給に活用しています。

期末・勤勉手当の状況

区分	三鷹市		東京都		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.575月(0.75月)	0.55月(0.275月)	1.60月(0.75月)	0.500月(0.275月)	1.40月(0.75月)	0.75月(0.35月)
12月期	1.575月(0.95月)	0.55月(0.275月)	1.65月(0.95月)	0.500月(0.275月)	1.60月(0.85月)	0.75月(0.40月)
3月期	0.250月(0.10月)		0.25月(0.10月)			
計	4.50月(2.35月)		4.50月(2.35月)		4.50月(2.35月)	

(注) ()内は、再任用職員にかかる支給割合です。

退職手当の状況(平成20年4月1日現在)

区分	三鷹市			国		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年		24.25月分	33.5月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年		32.5月分	43.5月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続30年		49.75月分	59.2月分	勤続30年	47.5月分	59.28月分
最高限度額		50.0月分	59.2月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
加算措置	勸奨退職特例措置 (2~20%加算)			加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	17,500千円	27,690千円				
平均勤続年数	25年0月	36年7月				

(注) 1人当たりの平均支給額は、平成19年度の実績です。
再任用職員については、退職手当は支給されません。
三鷹市では加算措置について適用実績はありません。
三鷹市の勸奨・定年の支給率は、平成21年4月1日施行のものです。

扶養・地域・住居・通勤手当の状況(平成20年4月1日現在)

手当名	内容
扶養手当	配偶者(配偶者を欠く1子を含む) 14,600円 そのほかの親族 9,500円 16歳~22歳 4,800円加算
地域手当	賃金や物価が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当で給料、扶養手当、管理職手当の合計額の13.5%(国は0~18% 但し経過期間中につき0~16%、東京都は0~14.5%でそれぞれ地域により異なります) 職員1人当たりの平均支給月額 50,845円
住居手当	世帯主-19,500円(借家・借間) 10,100円(借家・借間以外) 世帯主以外無し
通勤手当	交通機関利用者-6カ月の鉄道定期と5,000円のバスカードを使って算出した実費相当額の6カ月分を4月・10月に支給 交通用具使用者-通勤距離に応じた金額の6カ月分を4月・10月に支給

特殊勤務・時間外勤務手当などの状況(平成20年4月1日現在)

区分	内容		
特殊勤務手当	危険、不快、そのほか特殊な業務についたときに支給される手当 手当の種類	4種類	
	手当の名称	税務手当、福祉業務手当、緊急出動手当、 不快危険作業手当	
	職員全体に占める受給職員の割合 受給職員1人当たりの平均支給月額	6.5% 3,800円	
時間外勤務手当	年度区分	平成19年度	平成18年度
	支給総額	331,412千円	348,526千円
	職員1人当たり支給年額	315千円	323千円

(注) 特殊勤務手当には、選挙手当は含まれません。

特別職の報酬などの状況(平成20年4月1日現在)

区分	給料等月額		年間4.45月	期末手当	
	市長	1,050,000円		(内訳) 6月期	2.10月
給料	副市長	890,000円	年間4.45月	12月期	2.35月
	議長	640,000円		(内訳) 6月期	2.10月
報酬	副議長	580,000円	年間4.45月		12月期
	議員	550,000円			

職員数の状況

現在、平成17年に策定した「三鷹市行政改革アクションプラン2010」により、さらなる職員配置定数の見直しに取り組んでいるところです。今後ともより簡素で効率的な行政運営、また時代の変化に即応する柔軟な市政を実現するために、市民サービスの向上を図りながら、職員の適正配置に取り組んでいきます。

職員定数の見直し目標

計画期間	見直し目標
平成17年4月1日 ~ 平成22年4月1日	70人

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成19年	平成20年			
一般行政部門	議会	13人	13人	0人	
	総務企画	175(6人)	177(6人)	2(0人)	ユビキタス・コミュニティ推進事業対応等による増
	税務	68人	66人	2人	長期休業者対応の終了による減
	民生	335人	339(3人)	4(3人)	長期休業者対応による増
	衛生	49(1人)	47(3人)	2(2人)	地域ケア推進事業対応による増
	労働	2人	2人	0人	特定健康診査等事業に伴う配置替による減
	農林水産	2人	2人	0人	
	商工	5人	5人	0人	
	土木	88人	94人	6人	組織改正に伴う増
	小計	737(7人)	745(12人)	8(5人)	
特別行政部門	教育	215(9人)	204(17人)	11(8人)	組織改正に伴う減 学校給食・用務職員の再任用・嘱託化による減
	小計	215(9人)	204(17人)	11(8人)	
普通会計の計	952(16人)	949(29人)	3(13人)		
公営企業等 会計部門	水道	35人	32(1人)	3(1人)	東京都への業務移管による減
	下水道	20(1人)	20(1人)	0(0人)	
	その他	42人	46人	4人	特定健康診査等事業対応による増
小計	97(1人)	98(2人)	1(1人)		
合計	1,049(17人)	1,047(31人)	2(14人)		

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

定員適正化の進捗状況(各年4月1日現在)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計	
一般行政部門	減員	19人	22人	24人	9人	74人
	増員	20人	17人	12人	17人	66人
	差引	1人	5人	12人	8人	8人
	職員数	754人	749人	737人	745人	
特別行政部門	減員	20人	17人	19人	14人	70人
	増員	2人	4人	12人	3人	21人
	差引	18人	13人	7人	11人	49人
	職員数	235人	222人	215人	204人	
公営企業等 会計部門	減員	5人	1人	10人	3人	19人
	増員	1人	4人	1人	4人	10人
	差引	4人	3人	9人	1人	9人
	職員数	103人	106人	97人	98人	
合計	減員	44人	40人	53人	26人	163人
	増員	23人	25人	25人	24人	97人
	差引	21人	15人	28人	2人	66人
	職員数	1,092人	1,077人	1,049人	1,047人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、教育長、派遣職員、臨時または非常勤職員を除いています。